

10月22日(月)
～10月25日(木)

入場無料



午前10時～午後8時 (22日のみ正午開場、25日は午後6時まで)

九段生涯学習館2階九段ギャラリー (東京都千代田区九段南 1-5-10 電話: 03-3234-2841)

東西線・半蔵門線、都営地下鉄新宿線「九段下」駅下車 6番出口前

重慶大爆撃写真展

絵と写真で問う重慶大爆撃

もっと大きく、強く爆撃被害者の声を広げよう!

今回の重慶大爆撃の絵と写真展は、次のような企画の下に行われます。

まず絵は、重慶大爆撃の被害者の皆さんが記憶に基づいて絵筆を取って自分の爆撃体験を描いた絵画を展示します。また東京大空襲被害者の星野光世さん(『もしも魔法が使えたら～戦争孤児 11人の記憶～』[講談社]の著者)が野田正彰医師作成の『重慶爆撃被害者の精神医学的診断』(注参照)に書かれた重慶の爆撃被害者の爆撃体験を迫体験して描いた絵画も展示します。

次に写真は、日本軍の陸海軍航空部隊が1939年から41年に重慶や四川で行った爆撃の様子を示すものを展示します。同時に野田医師が上記『精神医学的診断』で診断した重慶大爆撃被害者の皆さんの爆撃体験をパネルで紹介いたします。

***注** 精神科医の野田医師は、2016年12月に重慶市を訪れて爆撃被害者17名と面談しPTSD(心的外傷後ストレス障害)の精神的疾患などの現在も続く爆撃被害の実情に関する鑑定書を翌17年2月に作成し、同鑑定書は同年3月東京高等裁判所に提出されました。なお野田医師は2018年7月にも四川省成都市、樂山市を訪れて日本軍航空機による爆撃被害者11名と面談し今般新たな『精神医学的診断』を作成、近々に重慶大爆撃被害の残虐さを裏付ける証拠として最高裁判所に提出されます。

今回の重慶大爆撃写真展は、憲法前文の「政府の行為によって引き起こされた戦争の惨禍」が如何に残虐なものかを示しており、安倍内閣が推進する9条への自衛隊明記等の危険な平和憲法改悪を食い止める力を持っていると確信します。これまで重慶大爆撃を知らなかった人も、前に重慶大爆撃の写真展に来られた人も、重慶大爆撃の絵と写真展にご来場ください。

《連日、13時半～15時、写真展会場でミニ講演》

- 10月22日(月) 星野光世さん(東京大空襲被害者)「『重慶爆撃被害者の精神医学的診断』を読んで」
前田哲男さん(軍事ジャーナリスト)「重慶大爆撃を知ってますか？」
- 10月23日(火) 鈴木賢士さん(フォトジャーナリスト)「映像で見る日本と中国の爆撃被害者」
- 10月24日(水) 酒井芳子さん(東京大空襲被害者)「深川に住んでいた私の東京大空襲体験」
田代博之さん(重慶大爆撃裁判弁護団長)「重慶大爆撃に関する日本国の法的責任」
- 10月25日(木) 西川重則さん(平和遺族会全国連絡会代表)「中国の空爆被害者との連帯の意義」

《写真展の会場で併設展示》鈴木賢士さんの写真とビデオを上映します!

《お知らせ》第52回連続学習講座(重慶大爆撃—戦略爆撃の思想を問う)

12月8日(土)午後1時30分 港区商工会館2階研修室

講演:重慶爆撃被害者の精神医学的診断(講師:野田正彰さん、精神科医)

重慶大爆撃の被害者と連帯する会・東京(代表・前田哲男)/重慶大爆撃訴訟弁護団(団長・田代博之弁護士)

弁護団:〒105-0003 東京都港区西新橋1-21-5 一瀬法律事務所 TEL03-3501-5558 FAX03-3501-5565 Email:info@ichinoselaw.com

◆Webサイト <http://www.anti-bombing.net> ブログ『重慶大爆撃とは?』<http://blog.goo.ne.jp/dublin-ki>

◆お問合せは、上記弁護団事務局(一瀬法律事務所)の元永(もとなが)・小田までお願いします。

2018.10.03